

防衛庁訓令第29号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の2、
第86条及び第94条並びに自衛隊法施行令（昭和29
年政令第179号）第108条の規定を実施するため、
自衛隊の地震防災派遣に関する訓令を次のように定める。

昭和55年6月30日

防衛庁長官 細田 吉藏

自衛隊の地震防災派遣に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 指揮系統の特例等（第5条・第6条）

第3章 地震防災派遣の準備に関する措置（第7条・
第8条）

第4章 部隊等の派遣及び撤収（第9条・第10条）

第5章 地震防災派遣時の措置及び権限（第11条－
第14条）

第6章 報告（第15条・第16条）

第 7 章 雑則（第 1 7 条・第 1 8 条）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、地震防災派遣に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 自衛隊の部隊又は機関をいう。
- (2) 防災派遣実施部隊の長 陸上総隊司令官、自衛艦隊司令官、地方総監又は航空総隊司令官をいう。
- (3) 派遣部隊等 自衛隊法第 8 3 条の 2 の規定により地震防災応急対策（大規模地震対策特別措置法（昭和 5 3 年法律第 7 3 号）第 2 条第 1 4 号に規定する地震防災応急対策をいう。）の実施を支援するため派遣を命ぜられた部隊等をいう。
- (4) 都道府県警戒本部 大規模地震対策特別措置法第 1 6 条の規定により設置された都道府県地震災害警

戒本部をいう。

(防災派遣実施部隊の長)

第3条 自衛隊法第83条の2の規定に基づき、強化地域（大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域をいう。）において、地震防災派遣を実施する部隊の長は、防災派遣実施部隊の長とする。

(防衛省防災業務計画)

第4条 地震防災派遣に関しては、この訓令によるもののほか、防衛省防災業務計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項及び第37条第1項並びに大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、防衛大臣が防災に関してとるべき措置を定めた計画をいう。）によるものとする。

第2章 指揮系統の特例等

(指揮系統の特例)

第5条 地震防災派遣に関する指揮系統の特例については、自衛隊の災害派遣に関する訓令（昭和55年防衛

庁訓令第28号)第5条の規定を準用するほか、必要に応じ、防衛大臣が別に命じる。

(指揮系統を異にする場合)

第6条 自衛隊の災害派遣に関する訓令第7条の規定は、地震防災派遣の場合に準用する。この場合において、同条中「救援活動」とあるのは「支援活動」と読み替えるものとする。

第3章 地震防災派遣の準備に関する措置

(地震防災派遣計画等)

第7条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、統合幕僚長に対し、各自衛隊等(統合幕僚監部並びに陸上自衛隊(自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。)、海上自衛隊(海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下、第17条において同じ。))及び航空自衛隊(航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下、第17条において同じ。))の部隊等をいう。以下、この条において同じ。))の

地震防災派遣に関する計画の作成又は見直しを命ずるとともに、作成又は見直しに際しての指針とすべき事項を示す。

- 2 統合幕僚長は、前項の規定により各自衛隊等の地震防災派遣に関する計画の作成又は見直しを命ぜられた場合には、示された指針に従い、各自衛隊等の地震防災派遣に関する計画を作成し、又は見直し、必要に応じて修正の上、防衛大臣の承認を得るものとする。この場合において、統合幕僚長は、あらかじめ、防衛政策局長と協議するものとする。
- 3 前項に規定する計画の作成等に関し、統合幕僚長と方面総監との間の調整は、陸上総隊司令官を通じて行うものとする。
- 4 防災派遣実施部隊の長は、前項の規定により作成し、又は修正された各自衛隊等の地震防災派遣に関する計画に基づき地震防災派遣に関する細部計画を整備するほか、地震防災派遣に関する準備を整えておかなければならない。

5 防災派遣実施部隊の長は、前項の細部計画の整備等に当たっては、都道府県知事等と密接に連絡調整を行うものとする。

6 陸上総隊司令官は、第4項の規定により実施する細部計画の整備等に関し、方面総監に必要な協力を求めることができる。

(地震防災訓練)

第8条 防災派遣実施部隊の長は、即応態勢の維持向上等を図るため、所要の訓練を行うとともに、国、地方公共団体等の行う地震防災訓練に参加し、相互の能力の理解に努め、協同要領等に関し訓練を行うものとする。

2 陸上総隊司令官は、方面総監の協力を得て、前項に規定する所要の訓練を行うとともに、地震防災訓練に参加するものとする。

第4章 部隊等の派遣及び撤収

(部隊等の派遣)

第9条 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令によ

り部隊等を派遣するものとする。

(部隊等の撤収)

第10条 防災派遣実施部隊の長は、防衛大臣の命令により部隊等を撤収するものとする。

第5章 地震防災派遣時の措置及び権限

(都道府県知事等との調整)

第11条 防災派遣実施部隊の長は、支援活動の適切かつ効率的な実施を期するため、都道府県知事等と緊密に連絡調整するものとする。

2 防災派遣実施部隊の長は、関係ある地方防衛局長に対し、前項の連絡調整に当たり、これを円滑かつ効果的に実施するために必要な事項について協力を求めることができる。

3 前項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

(火器等の携行)

第12条 派遣部隊等は、支援活動に特に必要があるため防衛大臣が別に命じる場合を除き、火器及び弾薬（

艦艇、航空機等に装備されたものを除く。)を携行しないものとする。

(地震防災派遣時の権限)

第13条 自衛隊の災害派遣に関する訓令第19条の規定は、地震防災派遣時における派遣部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同条第2項中「災害派遣命令者」とあるのは「防災派遣実施部隊の長」と読み替えるものとする。

(災害発生時における措置)

第14条 派遣部隊等の長は、地震防災派遣中に災害が発生した場合には、直ちに適切な措置をとるとともに、防災派遣実施部隊の長に災害の状況、講じた措置等について報告するものとする。

第6章 報告

(地震防災派遣中の報告)

第15条 防災派遣実施部隊の長は、必要に応じ、部隊等の活動状況等を順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

(撤収後の報告)

第16条 防災派遣実施部隊の長は、部隊等を撤収したとき、又は引き続き災害派遣を実施した場合にあつては災害派遣を命じた部隊等を撤収したときは、速やかに順序を経て次に掲げる事項のうち必要な事項について防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 派遣部隊等の人員、装備等及び活動状況
- (2) 隊員の死傷及び疾病等
- (3) 派遣に要した経費
- (4) 装備品等の消費、亡失、き損等の数量
- (5) 表彰又は懲戒を行うべき事案
- (6) 将来改善を要する事項及び所見
- (7) その他参考となる事項

第7章 雑則

(都道府県警戒本部の本部員)

第17条 方面総監は、都道府県警戒本部の本部員を指名し、又は変更したときは、防衛大臣に報告するとともに、陸上総隊司令官に通知するものとする。

2 方面総監は、都道府県警戒本部の本部員たる部隊等の長が行う都道府県警戒本部との連絡業務に関し、当該都道府県に所在する地方協力本部長に所要の協力をさせるものとする。

3 都道府県警戒本部の本部員たる部隊等の長は、当該都道府県警戒本部の議事が海上自衛隊又は航空自衛隊に特に関係あることがあらかじめ判明している場合には、関係ある海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長に連絡し、この連絡を受けた防災派遣実施部隊の長は必要に応じて当該都道府県警戒本部に出席するものとする。

4 都道府県警戒本部の本部員たる部隊等の長は、当該都道府県警戒本部において海上自衛隊又は航空自衛隊に関係ある決定事項又は議事等があつた場合は、速やかに関係ある海上自衛隊又は航空自衛隊の防災派遣実施部隊の長に通報するものとする。

(委任)

第18条 この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長

又は統合幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、昭和 55 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。